

令和元年第3回定例会

令和元年第3回定例会は、9月10日から20日までの11日間の会期で行われました。
 今定例会では、村長から条例制定・改正、補正予算・決算認定等の23議案が提出され、
 審議の結果、すべて原案のとおり認定・可決されました。
 また、議員からは条例改正の意見書が1件提出され、原案のとおり可決されました。

補正予算

補正予算を可決

今回の補正予算は、当初予算に組み込むことができなかったもの、その後必要が生じた事項で早急な予算措置が必要なものについて計上しています。

区分				補正額	予算総額
一般会計				16,249千円	5,887,439千円
特別会計	国民健康保険			16,990千円	1,829,990千円
	農業集落排水事業			9,215千円	181,515千円
	公共下水道事業			61,319千円	791,067千円
	介護保険			27,500千円	1,216,500千円
	後期高齢者医療			966千円	151,366千円
企業会計	水道事業	収益的	支出	△4,398千円	570,128千円

請願

◆教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願

【請願者】

茨城県教職員組合

杉山 繁 外55名

【紹介議員】

山崎幸子 議員

【要旨】

学校現場では、解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを実現するため、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠であることから、計画的教職員定数改善による少人数学級を推進すること。また、教育の機会均等と水準の維持を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

【議決結果】

採択

【意見書提出先】

内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣

◆◆◆◆ その他の議案と審議内容 ◆◆◆◆

区分	議 案	議 案 内 容
条例改正	美浦村議会基本条例の一部を改正する条例	本条例の見直しは4年ごとと定めているが、任期中、村民から意見が寄せられた場合や社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて検討を行うことができるよう、所要の改正、規定の整備を行なうもの。
	美浦村印鑑条例の一部を改正する条例	住民基本台帳法施行令等の一部改正する政令に伴い、印鑑登録原票の登録事項へ旧氏を追加するよう、所要の改正、規定の整備を行うもの。
	美浦村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	長時間労働の是正を目的に労働基準法及び人事院規則の一部が改正されたことから、本村に於いても当該条例で必要な事項を規則で定める旨を追加するよう所要の改正、規定の整備を行うもの。
	美浦村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	災害弔慰金の支給等に関する法律及び同施行令の改正に伴い、本村においても法改正の趣旨を踏まえ、所要の改正、規定の整備を行うもの。
	美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の全部を改正する条例	幼児教育、保育の無償化を目的とした子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が5月31日に公布され、10月1日に施行されることに伴い、条例の全部を改正するもの。
	美浦村農業集落排水処理施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例	消費税及び地方消費税の税率引上げに伴い、所要の改正、規定の整備を行うもの。
	美浦村下水道条例の一部を改正する条例	消費税及び地方消費税の税率引上げに伴い、所要の改正、規定の整備を行うもの。
	美浦村水道事業給水条例の一部を改正する条例	消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う、所要の改正及び水道法の一部を改正する法律の施行に伴い、指定給水装置工事事業者制度の変更を改正するとともに、規定の整備を行うもの。
条例制定	美浦村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	非常勤職員等の適正な任用の確保等を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、同職員の勤務条件を規定するための条例を制定するもの。

平成30年度美浦村決算議会が8会計をチェックし認定

平成30年度各会計の決算認定については、「決算審査特別委員会」を設置し、慎重な審査を行い、8会計すべてが認定すべきとの結論にいたりました。

会 計 名		歳入累計		歳出累計		歳入歳出差額
			前年比		前年比	
一 般 会 計		61億7,275万2千円	109.0%	59億8,495万4千円	109.6%	1億8,779万7千円
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	18億3,041万2千円	80.9%	18億1,229万4千円	82.7%	1,811万7千円
	農 業 集 落 排 水 事 業	1億6,956万5千円	104.1%	1億5,925万8千円	107.3%	1,030万7千円
	公 共 下 水 道 事 業	8億9,422万8千円	81.9%	8億7,029万5千円	82.8%	2,393万3千円
	介 護 保 険	11億8,160万円	103.2%	11億6,054万1千円	104.1%	2,105万9千円
	後 期 高 齢 者 医 療	1億4,265万円	105.0%	1億4,168万4千円	105.1%	96万6千円
総 計		103億9,120万7千円	99.3%	101億2,902万6千円	100.3%	2億6,218万1千円

水道事業	収 益 的	収 入	5億6,145万3千円	差 引 額	1,753万6千円
		支 出	5億4,391万7千円		
	資 本 的	収 入	280万8千円		▲7,431万6千円
		支 出	7,712万4千円		
電気事業	収 益 的	収 入	1億807万円	差 引 額	5,705万1千円
		支 出	5,101万9千円		

※数値は端数調整してあるため、合計が一致しない場合があります。

監 査 委 員 の 決 算 審 査 意 見

歳入確保対策の進展により諸税等の滞納は少なくなっていますが、公共下水道事業使用料及び負担金、農業集落排水事業使用料及び負担金、水道料金、給食費の平成3年度以降滞納が相当額残っております。今後は適正な処理を行って対応してください。

監査委員 椎名利夫
 監査委員 岡沢 清

令和元年7月31日から8月2日の3日間審査を行いました。

《審査の結果と意見》

審査に付された各会計歳入歳出決算書及びその他政令定める書類は、いずれも法令に準拠して作成され、その計数は正確であり予算執行状況についても適正と認められた。

1. 今後の予算の執行、編成にあたっては、財政改革検討会議を中心に方向付けされていくものと思うが、以下の点に留意していただくようお願いいたします。

いします。

①事業の必要性、有効性を十分考慮し、目的を果たした事業は廃止の検討をすること。

②新規補助事業は、実施後の運営費等十分に考慮すること。また、起債を伴う場合は村債残高の縮減に努めること。

③各課で所管する協議会等の各種団体の必要性、事業内容、補助金額等を検討すること。

④委託費の削減を引き続き努力すること。

⑤令和元年10月より保育所、幼稚園の利用者負担額が無償化されることにより、民間幼稚園等とサービス内容の競争が発生し、村立施設の園児が激減する可能性が高い。就園時間の拡大や独自の施策等の対応を望みます。

2. 村税の滞納対策については、収納課による集中的な滞納整理や県租税債権管

理機構への案件の移管や職員への派遣により県内でも上位の徴収率となっている。不能欠損額についても前年と比較し減少している。村税等滞納処分執行停止取扱規定に基づき、地道な滞納整理等によるものと評価し、納税の公平性の観点や厳しい村財政の中で財源確保の点からも、引続き滞納対策に努めてください。

なお、前任からの懸案事項であります学校給食費の滞納については徴収の可否を含め対応ください。

3. 国民健康保険事業は、国民健康保険税の収入未済額が税制改正による賦課額の増加による未納により増加しているが、不能欠損は減少となっている。一般会計からの多額の繰入金を経り入れていることを鑑みれば、村財政や国保運営の健全化、国保税の公平性の観点からも滞納による収入未済額の縮減に努めてくださ

い。

4. 農業集落排水事業は、起債償還や人件費等に充てるため、一般会計から多額の繰り入れを行っていることから、収入未済額の縮減と管理費等の経費削減にも努めてください。

5. 公共下水道事業は、起債残高が多く、今後の事業を推進していく上で償還財源を心配しております。事業推進と共に加入率、接続率の向上と収入未済額の縮減、施設管理経費の削減に努めてください。

6. 介護保険事業は、保健師や社会福祉士などが在籍する地域包括支援センターが、村社会福祉協議会や介護保険事業所等と連携しながら、高齢者でも活動的な状態を維持している方々などへ体力に合った予防対策を実施しており、参加者の意見を聞きながらより充実

した対策を講じるよう期待している。

7. 後期高齢事業は、現年度の保険料徴収率は高いものの滞納繰越分収入未済額が前年度比で大きく減少している。税金に比べ時効が短いことから早急な対応を求める。

8. 水道事業は、供用開始から40年経過しているものの、起債残高が依然として残っており、管理経費の削減や使用料の収入未済額の縮減を図りながら、償還財源の確保及び水の安定供給に努め、引き続き自主財源での償還をお願いします。

9. 電気事業は、今や村の貴重な財源として期待をされておりますが、実質的な売電がスタートしてまだ3年であり、手を緩めることなく引き続き施設や周囲の管理について万全を期してください。

令和元年第 3 回定例会議案・審議結果一覧

会期：令和元年 9 月 10 日～9 月 20 日

議案 番号	件 名	議決結果	賛否数		議 員 名											
			賛 成	反 対	下 村 宏	山 崎 幸 子	北 出 攻	松 村 広 志	葉 梨 公 一	小 泉 嘉 忠	塚 本 光 司	岡 沢 清	飯 田 洋 司	林 昌 子	小 泉 輝 忠	沼 崎 光 芳
発委 1号	美浦村議会基本条例の一部を改正する条例	原案可決	10	0		○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○
議案 1号	美浦村印鑑条例の一部を改正する条例	原案可決	10	0		○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○
議案 2号	美浦村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	原案可決	10	0		○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○
議案 3号	美浦村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	10	0		○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○
議案 4号	美浦村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	10	0		○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○
議案 5号	美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の全部を改正する条例	原案可決	10	0		○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○
議案 6号	美浦村農業集落排水処理施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	10	0		○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○
議案 7号	美浦村下水道条例の一部を改正する条例	原案可決	10	0		○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○
議案 8号	美浦村水道事業給水条例の一部を改正する条例	原案可決	10	0		○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○
議案 9号	令和元年度美浦村一般会計補正予算（第2号）	原案可決	10	0		○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○
議案 10号	令和元年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決	10	0		○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○
議案 11号	令和元年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決	10	0		○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○
議案 12号	令和元年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決	10	0		○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○
議案 13号	令和元年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決	10	0		○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○
議案 14号	令和元年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決	10	0		○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○
議案 15号	令和元年度美浦村水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決	10	0		○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○
議案 16号	平成30年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件	原案認定	10	0		○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○
議案 17号	平成30年度美浦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件	原案認定	10	0		○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○
議案 18号	平成30年度美浦村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件	原案認定	10	0		○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○
議案 19号	平成30年度美浦村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件	原案認定	10	0		○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○
議案 20号	平成30年度美浦村介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件	原案認定	10	0		○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○
議案 21号	平成30年度美浦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件	原案認定	10	0		○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○
議案 22号	平成30年度美浦村水道事業会計決算認定の件	原案認定	10	0		○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○
議案 23号	平成30年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件	原案可決及び認定	10	0		○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○
請願 1号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願	採択	6	4		○	○	×	×	○	○	○	－	×	×	○
発議 1号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める意見書	原案可決	6	4		○	○	×	×	○	○	○	－	×	×	○

※議長（下村議員）は、可否同数のとき以外は表決に加わりません。 ※「○」は賛成、「×」は反対、「—」は欠席を表します。

本年村議会第 3 回定例会最終日の 9 月 20 日に本会議出席者は各々のみほーすポロシャツを着用いたしました。
 新たな議会メンバーとなつてから早半年が過ぎようとしているところであり、議会と執行部が一丸となって村の発展に取り組み決意を新たすることを祈念し、議員及び執行部が同じポロシャツを着用し、議会本会議に臨んだものです。

ポロシャツ議会を開催しました

